

## 中学校完全給食推進本部専門部会 平成 29 年度第 1 回会議 会議録

開催日時 平成 29 年（2017 年）11 月 1 日（水）15 時 30 分～16 時 36 分

開催場所 正庁

出席者

（部会長）

学校教育部長 伊藤 学

（部会員）

基地対策課長 藤原 仁 行政改革推進担当課長 島内 太郎

財政課長 石渡 修 資産経営課長 河島 知博

保健所生活衛生課長 石川 智美 環境管理課長 大友 佐登志

廃棄物対策課長 佐藤 洋二 経済企画課長 蒲谷 弘幸

農林水産課長 原 邦彦 公共建築課長 小林 光弘

開発指導課長 山岸 哲巳 建築指導課長 桑島 正明

交通計画課長 藤田 勲 予防課長 田中 晃

学校管理課長 菅野 智 学校給食担当課長 藤井 孝生

（代理出席者）

危機管理課 係長 鈴木 宏史 給排水課 課長補佐 市川 清一

（事務局）

保健体育課 係長 田中 慎一 保健体育課 主任 津田 尊夫

保健体育課 主任 中川 雄介 保健体育課 担当者 菅野 翔太

学校管理課 課長補佐 田辺 勇

---

### 1 開会

【部会長】

本日はご多用の中お集まりいただき、厚く感謝申し上げます。

この中学校完全給食推進本部専門部会は、中学校完全給食の実施について必要な事項を検討するため昨年度に設置したもので、昨年度は主に中学校完全給食の実施方式などについて意見をいただいた。後ほど事務局からも説明があるが、昨年度の各検討組織等での議論を踏まえ、今年度 7 月に、センター方式で実施すること、給食センターを 1 カ所整備することが決定した。また、先月開催された企画調整会議において、給食センターの用地を旧平作小学校とする方針が決定した。今後は、旧平作小学校に給食センターの

整備を行うことについて具体的な課題等を把握・整理するとともに、給食センターの整備基本計画について意見をいただきたいと考えている。

なお、本日が今年度第1回目の会議となり、今回から部会員の構成を一部変更し、行政改革推進担当課長、経済企画課長、農林水産課長、交通計画課長に新たに加わっていただいた。また、危機管理課長、保健所生活衛生課長、給排水課長においては、4月の人事異動に伴い新たに部会員としてご参画いただいている。昨年度から継続の皆さまも含めて、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 2 案件

「(1) 中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

### 【事務局】

◇資料1「中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

「1 検討組織等における検討経過」について、今年度に入ってから会議の開催状況について記載をしている。今年度は昨年度に実施した委託調査の結果などを踏まえて、実施方式の検討を行ってきた。中学校完全給食推進本部、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会、市長と教育委員が協議する総合教育会議などを経て、7月21日の教育委員会7月定例会において、中学校完全給食をセンター方式で実施すること、併せてセンターを1カ所整備することについて決定した。

実施方式決定後は、用地や事業手法などについて検討を開始し、用地については中学校完全給食推進本部などでの議論を経て、9月に教育委員会としての用地案を決定した後、2ページに記載のあるように、9月29日の特別委員会での審議などを経て、10月17日に開催された企画調整会議で旧平作小学校とする方針を決定した。

今後は、旧平作小学校で給食センターを整備・運営するにあたっての課題、センターを整備するにあたっての基本計画等についてご意見等をいただき整理していくとともに、事業の進捗状況などについて情報共有を図っていききたいと考えている。

「2 今後のスケジュール」について、表の●の部分センター方式に決定した時点と用地についての方針決定がなされた部分になり、現在は事業手法など整備・運営方法の検討や給食センターの整備基本計画の検討を行っている段階である。これらの内容が決まり次第、事業者選定や設計、建設工事へと進んでいくことになる。また、中学校側には荷受室や昇降機の整備が必要なので、並行して実施していくことになる。それ以外にも「開始に向けた具体的な準備」として、学校関係者と日課の編成、給食指導、食育の取り組みなど学校運営に関する課題等について協議を行っていくことになる。現時点

では、整備・運営方法が決定していないこともあり、いつ給食を開始できるかは決定していない状況である。ただし、表の一番下にある＊に記載したように、現在、優先的検討を行っているPFI等の事業手法で実施する場合には、平成28年度の調査では、平成31～32年度に設計、平成32～33年度に建設を行い、平成33年8月に開業するスケジュールが想定されていたので、一つの目安になるものと考えている。

3ページの「3 検討事項（現在の検討状況）」のうち「(1) 用地」について、候補地の中から、他の利用計画の有無、配送所要時間、開始時期への影響、立地環境の観点により検討を行った結果、旧平作小学校とする方針を決定した。なお、用地の検討の際に作成した調理終了から給食開始までの流れを参考に記載したので、後ほどご確認いただきたい。

4ページの「(2) 事業手法」について、事業手法は、給食センターを整備するにあたっての設計・建設・運営・維持管理などの方法のことで、民間事業者がどの範囲に関わるかなどについても検討を行う。今回の給食センターの整備にあたって、平成29年4月に定められた「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針」に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用について検討を進めている。現在、この方針に沿った検討を行い、BTO(PFI)とDBOという2つの事業手法について、実際に導入できるか、また導入した場合に費用面で効果があるかについての導入可能性調査を委託により実施しており、その結果を踏まえた上で事業手法を決定する予定である。なお、BTO(PFI)もDBOも民間事業者が設計、建設、維持管理・運営を一体的に行う事業手法で、内容は類似しており、民間資金を活用するかどうかなどに違いがある。どちらの事業手法についても他都市の給食センターでは整備事例がある。

「(3) 基本計画」について、先ほど説明した、民間の能力を活用したBTO(PFI)またはDBOの事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み、食数規模、事業期間、必ず付帯する施設・設備、食器・食缶の種類、衛生管理基準の遵守など、設計・建設、開業準備、維持管理・運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになる。そのため、施設整備にあたっての基本理念や基本的な枠組みなどについて検討し、センターの基本計画として定める。まずは、基本計画に必要となる項目について整理し、項目ごとに関係部局や学校関係者、関係団体等との協議を行い、平成29年度中に案を策定し、各検討組織等への意見聴取を行うスケジュールを想定している。基本計画での検討項目については、案件(3)において、別途説明する。

「(4) 昇降機」について、センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため、昇降機の設置が求められるが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なってくる。現在、整備内容については別途検討を行っているので、決定し次第、共有したいと考えている。

「4 各検討組織等における質問・意見等」の「(1) 用地選定」について、旧平作

小学校は用途地域が第1種住居地域及び第1種中高層専用地域にあるため、工場用途になる給食センターを建てるためには建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があり、許可にあたっては周辺住民への公聴会と建築審査会の同意が必要となる。その上で、①にあるように、「建築基準法で定める公聴会より前に地域に対して説明する機会はないのか。」というご質問があり、「市として正式に用地を決定した後、公聴会とは別に、速やかに地域への説明に入っていきたいと考えている。」と回答したほか、「説明を丁寧に行ってほしい。」とのご意見を多数いただいた。また、⑤・⑥にあるように、地域への説明について当初は旧平作小学校に優先的に避難することになる4町内会を対象と想定していたが、「より広範囲に」というご意見をいただき、現時点では、現在の池上小学校・中学校の学区にあたる近隣の9町内会を対象とする説明を想定している。⑨では、旧平作小学校の学校開放についてご質問をいただき、学校開放については、統廃合以降、1年ごとに使用期間を更新して行っていること、今後の学校開放の期間についても地域に説明していくことを回答した。⑩にあるように、「建築基準法第48条ただし書の許可については、ある程度の設計段階にならないと進められない。用地を決め、施設的设计をしてから建築審査会に諮ることになるので、許可を受けられる見込みで進めていかなければならない。」とのご助言をいただいた。

「イ 周辺環境」について、③にあるように、「騒音よりも臭気を心配しているので、不安を払拭するためにも、説明を行うだけでなく、地域住民を対象に他都市の給食センターの視察を行った方が良いのではないか。」というご意見をいただき、「地域から要望があれば検討していきたい。」と回答した。④にあるように、「食品工場の臭いは非常に難しい公害対策となるため、旧平作小学校を用地とするのであれば、あらかじめ相当の臭いを除去するような対策を考えておく必要がある。」とのご意見をいただき、「臭いについて、同規模の給食センターでの事例を調べるとともに、基本計画や事業者選定時の要求水準書に臭い対策についても盛り込んでいきたい。」と回答した。

「ウ 整備内容」について、①にあるように、旧平作小学校用地のうち、給食センター以外の残りの土地についてご質問をいただき、「庁内で考え方を整理した上で、地域への説明を行いたいと考えている。」と回答した。施設面では、③にあるように、「地域から様々な声が上がると思われるが、華美になり過ぎて過剰な整備となるのは良くないと思う。」というご意見がある一方で、⑤にあるように、「建物がオーバースペックにならないようにすべきだが、避難場所として指定されている旧平作小学校に給食センターを作るといふことで考えると、災害時のための設備を附帯して多目的になるのは良いと思う。」というご意見もいただいた。

「エ 既存建物の解体」について、②にあるように、「解体作業に入る際にも、しっかりと地域に対して周知してほしい。」とのご意見などをいただいた。

「オ 避難場所」について、①にあるように、「避難場所がなくなるのではないかと、いう地域住民の不安に対し、代替地とまではいかないとしても、方向性を示すなどの説

明は必要になるのではないか。」というご意見をいただき、「市民安全部とも調整し、市としての考え方を整理した上で、丁寧に説明していきたい。」と回答した。

「(2) 事業手法」について、ア～ウにあるように、補助金や事業開始スケジュール、P F I 事業や導入可能性調査についてのご質問をいただいた。9 ページの、P F I 事業についての④について、「給食センターの設計・建設はともかく、運営までを一括発注する手法は、学校給食の基本理念と照らし合わせると、なじむのか疑問である。」というご意見をいただき、「横須賀市で 10,000 食規模の給食調理施設を運営した経験はなく、民間の知見・経験が活かせる可能性があるため、導入可能性調査で確認し判断したい。」と回答した。⑤にあるように、「地産地消や食育を本当に民間事業者任せられるかは疑問が残る。」というご意見や、⑧にあるように、「過去の本市での P F I 事業の事例について検証は行ったのか。」というご質問をいただき、「主に運営の部分について議会から指摘をいただいていると思うが、P F I の制度が始まってすぐに取り入れたこともあり、市側のノウハウが少なかったという認識を持っている、現状では、全国的に給食センターでの P F I 導入事例も多くある、こうした事例や過去の取り組みの結果を今後活かせるように進めていきたい。」と回答した。

これらのご意見も踏まえながら、今後、地域への説明や事業手法の検討を行っていくことになる。

#### ◆質疑

##### 【財政課長】

4 ページの事業手法の関係、導入可能性調査を委託で行っているとのことだが、調査の結果にかかわらず、例えば、民間資金を活用しない、設計・建設業務と維持管理・運営業務を別契約にする、というようなことを市として判断することは可能なのか。

##### 【事務局】

導入可能性調査の中では、従来方式に比べてどのくらいの効果が出てくるかが数字として出てくると思う。議会からも、直営で行った場合の計算等については指摘を受けている。そちらに関しても事務局で検討していく。

その中で比較していくことになると思うが、近年の他自治体における給食センターの整備事例等を見ると、P F I ・ P P P の中では、B T O や D B O という一体型の事業手法が良いのではないかと考えている。選択肢としては基本的にはその二つと、直営に近い方法で検討するしかないのではないかと考えている。

##### 【財政課長】

例えば B T O だと資金は民間から調達する形になる。それが補助を受けようとする際

の足かせになってしまう場合、民間資金を活用しないで、市役所が銀行等から資金を借り入れようとする、PFIの範疇からは外れると思う。

導入可能性調査の結果に縛られず、他の要因で、事業方法を柔軟に選択していく余地があるという理解でよいか。

#### 【事務局】

導入可能性調査の中では、文部科学省の補助ということで計算をしているが、その条件が、文部科学省ではなく防衛省の補助になった場合、PFIでは補助を受けることが難しく、防衛補助を受けた上でDBOや従来方式に近い事業手法を選択した方が財政面で優位性がある、ということがあれば、その検討は当然行う。その中で一番効果が高いものを選んでいくという意味で、柔軟な対応はできると考えている。

#### 「(2) 給食センターに関する課題等」

#### 【事務局】

##### ◇資料2「給食センターに関する課題等」

「1 給食センター用地」について、旧平作小学校は、面積が14,984㎡である。用途地域は第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域である。既存建築物は校舎、体育館、プール等があるため、解体が必要になることを想定している。現在は、学校開放施設として平日夜間・休日にグラウンド・体育館を使用している。図1に給食センター用地の形状等を記載した。図の中央部分にある大きな建物がある場所で周辺の道路に沿った部分が敷地となる。また、図の左で左右を横断している道が、久里浜田浦線となる。現時点で給食センターとして必要な面積は10,000㎡程度を想定している。また、配送トラック等が出入りすること、周辺に住居が多いことを考慮すると、久里浜田浦線側に整備することが望ましいのではないかと考えている。

2ページに参考として、周辺地図及び用途地域を記載した。旧平作小学校の用途地域については、久里浜田浦線側の黄色部分は第1種住居地域であり、北東側の敷地は第1種中高層住居専用地域である。また、敷地に隣接する東側が第1種低層住居専用地域、図の下側の白い部分は市街化調整区域である。

3ページ「2 給食センター」について、平成28年度に実施した調査において作成された給食センターに関するモデルプランの内容を参考に記載をした。また、図3から図4ではイメージを記載しているが、仮にPFI等で整備する場合には、これらの施設の配置等は事業者が提案するため、あくまでも参考のものとなる。

「(1) 食数規模」は10,000食である。昨年度の調査報告書では、11,500食としていたが、開業想定時期である平成33年度の生徒数に合わせて見直しを行った。

「(2) 面積」は調査当時のため、11,500食での想定となるが、アにあるように、敷地面積としては、駐車場、構内道路、植栽帯、附帯設備等を含んで10,347㎡、イにあるように、建物は1階が調理室、事務室等で4,400㎡、2階が会議室、見学スペース等で1,200㎡という想定となっていた。食数は修正したが、大幅に規模感が変更になるわけではないので、ある程度目安にできるものと考えている。

4ページ・5ページには給食センター平面図のイメージを記載した。簡単な流れは4ページの図の下側からになり、米、肉、乾物、野菜などの食材が搬入され、検収室で確認し受けとる。次に下処理室で皮むきや洗浄を行い、調理室の下側で野菜類の裁断等を行った上で、煮炊き調理などを行う。調理終了後は、調理したものをクラスごとの食缶に入れ、コンテナに載せて、図の上段の配送トラックまで運搬し、積み込むような流れとなる。給食が終了して、中学校から食器や食缶などが回収されてくると、洗浄室で洗浄を行った後、コンテナ消毒室で消毒保管する。1階には調理施設以外に市職員の事務室などがある。また、5ページは2階部分のイメージである。この図では、会議研修室や見学用の廊下、展示スペース、職員食堂や休憩室などが設置されているが、実際には様々な事例がある。

6ページの3に、昨年度の調査時点のものになるが、旧平作小学校と各中学校との距離と配送時間を参考に掲載した。

7ページに、昨年度の第2回会議において使用した資料「各実施方式における課題等」からセンター方式に関する部分のみを抜粋して掲載した。「(1) 用地関係」では、建築基準法第48条ただし書の許可に関する課題などが、また、「(2) 施設整備関係」では、工場用途に求められる消防設備の必要性や特殊消化設備の設置に該当する条件、水道利用加入金や受水槽設置の可能性などが挙げられていた。8ページでは、新たに下水道を利用する際の分担金に関するもののほか、「(3) 環境関係」に水質や騒音、振動に関するもの、「(4) 衛生管理関係」に給食施設報告書や営業許可申請、設計段階での事前相談の必要性などの事項が挙げられていた。

今回抜粋したものは、実施方式の比較・検討の中での資料だが、方式や用地の方針も決まり、状況がより具体的になってきたので、約15,000㎡の敷地である旧平作小学校に10,000食規模で、建築面積が4,000㎡を超え、延床面積が5,000㎡を超える工場用途の施設を建てるという条件の中で課題として出てくるものがあると思うので、お気づきの点や懸念される点などがあれば教えていただければと考えている。

### (3) 給食センター基本計画の検討項目

#### 【事務局】

◇資料3「給食センター基本計画の検討項目」

「1 概要」に記載のとおり、給食センターの施設整備における基本理念や基本的な枠組みについて検討し、給食センター基本計画として整理する。

「2 検討項目」に、現在想定している主な検討項目について記載をした。

仮にPFI等の事業手法で行う場合に、多くはこのような性能を満たすこと。という条件を提示した上で、事業者の提案を受ける形を想定しているが、あらかじめ市で決めておく必要がある項目について、検討・整理していく。

「(1) 基本理念」は、給食センターの施設整備を行うにあたっての基本的な考え方となる。教育委員会で定めている基本方針や行動計画、実施方式検討時に市議会からいただいた要望、他自治体の事例などを踏まえ、検討する。他自治体では、安全・安心な給食、おいしい給食、アレルギー対応食、食育の推進、防災、環境配慮、コストの低減などの項目を掲げている事例が多くみられる。

「(2) 食数」は、PFIやDBOの事業手法の場合、平成28年度の調査を参考にすると、平成33年度が給食開始の目安となり、また、平成33年度以降も生徒数が毎年減少していく推計であるため、平成33年度の生徒数や教職員数を基準として、現時点では、10,000食規模の給食センターを想定している。

「(3) 炊飯施設」は、連続式炊飯システムなど大型の機器を設置して給食センターで炊飯する事例と、給食センターに炊飯機器を設置しないで民間事業者に炊飯を委託する事例がある。これについては、献立面、災害時の対応、費用などを考慮して検討していくことになる。なお、本市の小学校では、自校炊飯と委託炊飯を併用して実施している。

「(4) 献立数」は、物資の調達や効率的な機器配置を考慮して検討する。10,000食規模の給食センターでは1日あたり2献立としている事例が多く見られる。仮に2献立で実施する場合には、中学校23校を、各5,000食程度になるように2ブロックに分け、ブロック①で月曜日に提供した献立をブロック②では別の曜日に提供するような運用を行う。なお、本市の小学校(約20,000食)では、5ブロックに分け実施している。

「(5) 食器」は、材質や種類・組み合わせ・トレイの有無などについて、想定される献立や他都市の事例なども参考に検討をしていく。

2ページの「(6) 見学スペース」は、近年給食センターを整備している他自治体において、食育に関する施設という位置づけで見学通路や見学窓を整備している事例が多くある。一方で、本市での実施方式の検討の中では、過剰な施設整備として懸念する意見も出ている。施設の規模にも影響するため、慎重に検討する必要があると考えている。

「(7) その他諸室」は、他自治体では会議や研修、給食の試食会などを行うことを目的に、研修室・会議室・調理実習室・アレルギー相談室などを整備している事例がある。整備内容は自治体によって異なるので、本市の給食センターに必要な施設について、慎重に検討する必要があるものと考えている。

「(8) 災害時の対応」では、新たに公共施設を建設することになるため、給食セン



ターの施設設備の特長を生かし、災害時にどのように活用することができるかを検討する必要がある。また、旧平作小学校は広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されているため、既存校舎解体後の避難場所などについても別途検討する必要がある。

「(9) 地産地消の推進」は、これまでの検討の中でも、地産地消の推進について市議会からもご意見をいただいている。センター方式では同じ種類の食材を大量に使用するため、地元食材の確保の仕方などについて、生産者との調整が必要となるものと考えている。

「(10) 調理ごみの処理方法」は、食品リサイクル法により再資源化が望まれるところであり、再資源化及びその方法について検討する必要がある。なお、現在、小学校等の給食調理ごみは焼却処理をしている。

「(11) その他検討事項」として、給食の実施回数や食物アレルギー対応などについても検討していく。こちらの基本計画の検討項目についても、「これ以外の項目も基本計画として検討した方が良いのではないか。」「この項目を検討する場合には、このような点に注意が必要ではないか。」といったご意見や、項目に関連して各課で把握している情報などがあれば、教えていただきたいと考えている。

#### ◆ 質疑

##### 【財政課長】

資料3の1ページ、献立数の部分だが、2献立でやっている事例が多いと紹介があったが、1献立の方が食材を大量に安く調達でき、職員の配置も合理的だと思うが、2献立にした際に想定されるメリットを教えていただきたい。

##### 【事務局】

10,000食よりも5,000食の方が食材調達はしやすいと思う。5,000食以上だと調達が難しくなる食材も出てくる。規模が小さい方がある程度調達がしやすいと考えている。

一番の理由はおそらく、機器の配置の問題である。揚物機や焼物機などの機械があるが、献立を2つに分ければ、1献立分の調理は5,000食規模の機器で調理できる。1献立にすると、焼物でも10,000食規模の機器、揚物でも10,000食規模の機器が必要となってくる。その日の献立を揚物と焼物に分けることにより、それぞれ5,000食規模の機器で調理できる。結果的に購入する設備が抑えられると考えられる。

##### 【開発指導課長】

確認だが、上下水道の負担金と加入金について、旧平作小学校は既に下水道と上水道は接続されているが、新たに給排水管の接続径が変わったり、容量が変わったりするこ

とでこういった費用がかかってくるのか。

**【事務局】**

実施方式を比較していた当時の資料であり、旧平作小学校を用地とする方針が決定する以前のものであるため、具体の用地を想定していない一般論として記載されている。

**【開発指導課長】**

用地によっては、この金額はかかってこないのか。

**【給排水課 課長補佐】**

旧平作小学校は、下水道は接続されており、受益者負担金は賦課済のため下水道に関する費用はかからない。上水道は、仮に接続径を 50 ミリから 75 ミリに変えるのであれば、その分の負担は必要となる。

**【環境管理課長】**

基本計画について、基本理念に環境への配慮を盛り込むという話だったが、今回、建築基準法第 48 条ただし書きの許可を受け、住居系の地域の中に工場を建てるという視点から見ても、基本理念に盛り込むのではなく、環境への配慮を 1 つの検討項目として記載した方が良いのではないか。それにより、環境への配慮について特段の配慮をしていくということが伝わりやすく、地域住民の理解も得やすいのではないか。より具体的な形で載せていくべきであると思う。

**【事務局】**

もちろん丁寧な説明は必要だと思っている。事務局でも検討させていただく。

**【建築指導課長】**

建築基準法第 48 条ただし書きの許可に係る公聴会は、設計が決まってから建設に入る前の時期に開催するものである。時期としてはかなり先の話になってしまうので、公聴会とは別に、もっと早い時期から地域住民に説明をしていくなど、理解を得られるような方策をとった上で公聴会に臨むように考えていただきたい。

なお、公聴会のなかでは、その施設をその場所に整備しなければならない公益上の理由、周辺環境に悪影響を与えないための具体的な対策などについて説明が必要となる。

**【開発指導課長】**

臭いなどの環境対策について、専門家を入れて検討する必要があるのではないか。

**【事務局】**

他都市の視察の中などで、どのような取り組みをしているかを確認しようと思っていたが、必要があれば専門家への相談等も考えていく。

**【開発指導課長】**

公聴会や住民説明会では、必ず「具体的にどのような臭気対策を行うのか。」といった質問が出てくる。専門的な知見から、具体的な対策を検討しておく必要がある。

それを基本計画で示すのが良いのか、別に環境調査などで示すのか、その部分に関してはお任せする。

**【経済企画課長】**

資料1に関して、PFIの場合、事業者のプロポーザルは何年度を想定しているか。

**【事務局】**

現時点では、平成30年度に開始したいと考えており、事業者の決定は平成31年度を想定している。

**【経済企画課長】**

プロポーザルを行う時点で事業費予算が確保されていることが必要である。用地の既存校舎の解体や地域住民への対応などはこれからの検討となるが、おおよその建設費の上限、ここ何十年の事業費を平成30年度予算に債務負担行為で計上しておかなければ、平成30年度にPFIの事業者募集を行うことが不可能となる。

**【事務局】**

債務負担行為が必要との認識はある。時期に関しては正確に把握していなかったが、補正予算での対応等も必要とは考えていた。

**【経済企画課長】**

もう11月なので、来年度予算に計上することを考えると、あまり時間がないと感じる。また、「公聴会や審査会の了解を得ずに予算要求をした。」などといった議論にならないければよいと思う。全体のスケジュールはどのような想定か。

**【事務局】**

スケジュール全体としては、現在実施している導入可能性調査の結果を踏まえて事業手法を決定した後、アドバイザー業務の事業者選定を来年度に入ってすぐに開始したいと考えている。アドバイザー事業者が確定した時点で提案事業者募集の書類を作成

していく。債務負担行為は年度途中に行うことを想定している。現段階では事業規模が確定できないこともあり、当初予算での要求は難しいと考えているので、金額が分かった段階で、補正予算を組むことになると考えている。その上で提案事業者の募集をすることになると想定している。

公聴会に関しては、「具体的な設計が決まらないとできない。」と都市部から聞いている。整備事業者が決まり、設計をしたうえで開催することになる。事前に行う地域説明会の中で、具体的にこのようなことが想定され、このような対策を打っていくというような説明を行っていき、ご理解をいただいた上で公聴会を開催できればと考えている。

#### 【建築指導課長】

公聴会は設計図面が決まっていけないとできない。

#### 【開発指導課長】

車両の出入口は、建物を建てる際に決めておかなければならない。また、県警との協議など、関係機関との調整が必要となる。その結果によっては、建物の位置や車の出入口の位置などが予定と変わってしまう可能性がある。配送車両の台数や大きさ、配送先など、ある程度分かっている情報で調整できることは早くとりかかった方がよい。車両の出入口の位置や周辺道路の使用条件等については、事業者から質問が来ると思われる。募集を始める前にしておくべきことがある。

#### 【交通計画課長】

モデルプランでは車両の出入りは久里浜田浦線からの左折のみの想定となっているが、右折での出入りは考えていないのか。出入口が2つの交差点の間にあり、交差点間の距離も短いので、右折での出入りは警察からの許可が出にくいと考える。

#### 【事務局】

右折での出入りもできれば望ましいが、現時点のイメージは左折での出入りである。ただし、左折のみだと北方面への配送が若干遅くなるのが気になっている。現在の旧平作小学校正門あたりから、北方面の分だけでも配送車両を出せないかとは考えている。

#### 【廃棄物対策課長】

調理ごみの処理方法については、同じ調理ごみであっても、下処理段階のもの、調理段階のもの、残飯、などで内容が異なるため、リサイクルに出すのであれば、分けてあった方が費用面で有利となる。廃棄物の動線も検討するべきであると思う。

現在、小学校給食の調理ごみはすべて一緒に捨てているかもしれないが、分けてあるのとないのでは、物としての価値も変わってくるので、ご相談いただければと思う。

**【学校給食担当課長】**

ごみのたい肥化は、現在、一般的にどんな状況か。

**【廃棄物対策課長】**

現在の食品リサイクルは、たい肥化より飼料化の方が主流になっている。たい肥を作っても引き渡し先がない。これは以前からの課題である。豚、鳥などの飼料化の方が現在は流れが良い。

**【学校給食担当課長】**

市内に飼料化ができる事業者はあるか。

**【廃棄物対策課長】**

市内には小規模な事業者が1社ある。市内のある食品工場では、残飯が戻ってこない部分で給食センターとは事情は異なるが、相模原市内の施設でリキッド飼料として飼料化している。そういった施設が地域にあればよいが、ないのが現状である。ただし、行いたいという事業者に対しては前向きに検討する。

**【学校給食担当課長】**

その件に関しては、また相談させていただく。

また、気になる点として、現在、小学校給食の20,000食分の調理ごみを毎日燃せるごみとして排出している。中学校給食の分と併せて処理方法の検討が必要なのではないかと考えている。その一方で、燃せるごみも一定量は必要だという話も聞いている。そのあたりも含め、改めて相談したい。

**【廃棄物対策課長】**

正直、費用をかければリサイクルができるという状況である。費用を考える際、事業者にごみを出す際の料金は焼却よりもリサイクルの方が高くなるが、市施設での焼却処理に係る費用は減ることになる。見かけの料金だけでなく全体の費用で考えれば、財政課に相談できるのではないか。

**【環境管理課長】**

減容化しようとした場合、減容化のための施設はそれなりに臭いが出る。保管時や搬出時に出る臭いが苦情につながることもあるので、慎重に検討していただきたい。

**【予防課長】**

資料3、2ページの(7)で、研修室、会議室等を検討しているとあるが、地域、町

内会の方々に使っていただくとなると、部屋の大きさや頻度にもよるが、不特定多数の方が出入りする多目的施設という扱いとなり、消防法上の建物の区分が変わってくる。それにより、消防設備の設置基準が給食調理場単体の場合と比べて厳しくなる可能性があるがあるので、ご承知いただきたい。

#### 【事務局】

地域の方々も入る場合、消防設備を高い基準で整備しなければならないということであれば、事業者を募集する際に条件提示する必要がある。

#### 【予防課長】

町内会の方々などから施設利用の要望があった際に、必要な消防設備がないので利用できないという状況にもなりうる。

#### 【学校給食担当課長】

建築基準法第 48 条ただし書に関連して、旧平作小学校は場所により用途地域が 2 種類に分かれている。建てる位置も含めての検討となるが、久里浜田浦線側が第 1 種住居地域で、残りの部分が第 1 種中高層住居専用地域である。

審査会での同意を得るために理由付けを行っていくなかで、例えば第 1 種中高層住居専用地域側よりも第 1 種住居地域側の方に建てた方が、建築審査会でのハードルが低くなるなどの影響はあるか。

#### 【建築指導課長】

敷地の過半が第 1 種中高層住居専用地域なので、いずれにしろ第 1 種高層住居専用地域の制限用途に対する許可となる。そのため、特段の影響はないと思われる。

#### 【学校給食担当課長】

他自治体の建築審査会の議事録に、工業系の用途地域からの段階の差異が大きいという指摘があった。7 段階差異がある場合（第 1 種中高層住居専用地域）と 5 段階の場合（第 1 種住居地域）とでは違いがあるのではないかと感じた。

#### 【建築指導課長】

敷地全体が第 1 種住居地域ということであればそういうこともあるかもしれないが、敷地内では第 1 種中高層住居専用地域が過半であり、そこまでの影響はないと思われる。建物の配置については、近隣の住環境に、いかに影響を及ぼさないようにするかということが大切である。

**【学校給食担当課長】**

施設の規模からすると、第1種住居地域部分のみでは済まない面積になると思われる。しかし、第1種住居地域側に建てた方が、建築審査会での印象が良いのではないかと感じた。

**【建築指導課長】**

印象についてはあるかもしれないが、そこは何とも言えない。

(4) その他

**【事務局】**

現在、委託事業者が行っているPFI等の導入可能性調査について、中間報告を11月29日までに受け、報告結果に基づき事業手法を検討し、12月に開催予定の市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会において速報として報告する予定である。その後、最終報告を翌年の1月19日までに受ける予定である。

給食センターの整備基本計画については、本日いただいたご意見を含め、各検討組織のご意見を参考にしながら、今年度を目標に事務局で案を作成させていただく。

次回の専門部会は12月後半から1月頃の開催を想定しており、その時点である程度方向性が出ている事案について、ご意見をいただきたいと考えている。

本日ご指摘のあった点も含め、関連する各課に個別にお話を伺う場合もあるので、その際はご協力いただきたい。

### 3 閉会